

- 石綿（アスベスト）
- 特別管理物質※1

を製造又は取り扱っている事業主の皆さまへ



事業を廃止しようとする場合、下記の書類について、事業場を管轄する労働基準監督署へ提出することが義務づけられています。

石綿関係記録等報告書
又は
特別管理物質等関係記録等報告書

①作業の記録
②健康診断個人票
③測定の記録

石綿障害予防規則（抜粋）
（報告）

第四十九条 石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する事業者は、事業を廃止しようとするときは、石綿関係記録等報告書（様式第六号）に次の記録及び石綿健康診断個人票又はこれらの写しを添えて、所轄労働基準監督署長に提出するものとする。

- 一 第三十五条の作業の記録
- 二 第三十六条第二項の測定の記録
- 三 第四十一条の石綿健康診断個人票

特定化学物質障害予防規則（抜粋）
（事業の廃止）

第五十三条 特別管理物質を製造し、又は取り扱う事業者は、事業を廃止しようとするときは、特別管理物質等関係記録等報告書（様式第十一号）に次の記録及び特定化学物質健康診断個人票又はこれらの写しを添えて、所轄労働基準監督署長に提出するものとする。

- 一 第三十六条第三項の測定の記録
- 二 第三十八条の四の作業の記録
- 三 第四十条第二項の特定化学物質健康診断個人票

※1 「特別管理物質」（裏面 参照）

人体に対する発がん性が疫学調査の結果明らかになったものなど、特別な管理を必要とする下記のもの。

- 第一類物質 労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）別表第三第一号に掲げる物（塩素化ビフェニル等を除く）
- 令別表第三第二号
3の2から6まで、8、8の2、11から12まで、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、21、22の2から22の5まで、23の2から24まで、26、27の2、29、30、31の2、32、33の2若しくは34の2に掲げる物
- 特定化学物質障害予防規則 別表第一
第三号の二から第六号まで、第八号、第八号の二、第十一号から第十二号まで、第十三号の二から第十五号の二まで、第十八号の二から第十九号の五まで、第二十一号、第二十二号の二から第二十二号の五まで、第二十三号の二から第二十四号まで、第二十六号、第二十七号の二、第二十九号、第三十号、第三十一号の二、第三十二号、第三十三号の二若しくは第三十四号の二に掲げる物

特別管理物質 一覧 (特定化学物質障害予防規則 第三十八条の三)

労働安全衛生法施行令 別表第三

一 第一類物質

- 1 ジクロルベンジジン及びその塩
- 2 アルファ-ナフチルアミン及びその塩
- 4 オルト-トリジン及びその塩
- 5 シアニジン及びその塩
- 6 ベリリウム及びその化合物
- 7 ベンゾトリクロリド
- 8 1 から 6 までに掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有し、又は 7 に掲げる物をその重量の〇・五パーセントを超えて含有する製剤その他の物(合金にあっては、ベリリウムをその重量の三パーセントを超えて含有するものに限る。)

労働安全衛生法施行令 別表第三

二 第二類物質

- 3 の 2 インジウム化合物
- 3 の 3 エチルベンゼン
- 4 エチレンイミン
- 5 エチレンオキシド
- 6 塩化ビニル
- 8 オーラミン
- 8 の 2 オルト-トルイジン
- 11 クロム酸及びその塩
- 11 の 2 クロロホルム
- 12 クロロメチルメチルエーテル
- 13 の 2 コバルト及びその無機化合物
- 14 コールタール
- 15 酸化プロピレン
- 15 の 2 三酸化二アンチモン
- 18 の 2 四塩化炭素
- 18 の 3 一・四-ジオキサン
- 18 の 4 一・二-ジクロロエタン(別名二塩化エチレン)
- 19 三・三'-ジクロロ-四・四'-ジアミノジフェニルメタン
- 19 の 2 一・二-ジクロロプロパン
- 19 の 3 ジクロロメタン(別名二塩化メチレン)
- 19 の 4 ジメチル-二・二-ジクロロビニルホスフェイト(別名 DDVP)
- 19 の 5 一・一-ジメチルヒドラジン
- 21 重クロム酸及びその塩
- 22 の 2 スチレン
- 22 の 3 一・一・二・二-テトラクロロエタン(別名四塩化アセチレン)
- 22 の 4 テトラクロロエチレン(別名パークロルエチレン)
- 22 の 5 トリクロロエチレン
- 23 の 2 ナフタレン
- 23 の 3 ニツケル化合物(24 に掲げる物を除き、粉状の物に限る。)
- 24 ニツケルカルボニル
- 26 パラ-ジメチルアミノアソベンゼン
- 27 の 2 砒(び)素及びその化合物(アルシン及び砒(び)化ガリウムを除く。)
- 29 ベータ-プロピオラクトン
- 30 ベンゼン
- 31 の 2 ホルムアルデヒド
- 32 マゼンタ
- 33 の 2 メチルイソブチルケトン
- 34 の 2 リフラクトリーセラミックファイバー

特定化学物質障害予防規則 別表第一

- 三の二 インジウム化合物を含有する製剤その他の物。ただし、インジウム化合物の含有量が重量のパーセント以下のものを除く。
- 三の三 エチルベンゼンを含有する製剤その他の物。ただし、エチルベンゼンの含有量が重量のパーセント以下のものを除く。
- 四 エチレンイミンを含有する製剤その他の物。ただし、エチレンイミンの含有量が重量のパーセント以下のものを除く。
- 五 エチレンオキシドを含有する製剤その他の物。ただし、エチレンオキシドの含有量が重量のパーセント以下のものを除く。
- 六 塩化ビニルを含有する製剤その他の物。ただし、塩化ビニルの含有量が重量のパーセント以下のものを除く。
- 八 オーラミンを含有する製剤その他の物。ただし、オーラミンの含有量が重量のパーセント以下のものを除く。
- 八の二 オルト-トルイジンを含有する製剤その他の物。ただし、オルト-トルイジンの含有量が重量のパーセント以下のものを除く。
- 十一 クロム酸又はその塩を含有する製剤その他の物。ただし、クロム酸又はその塩の含有量が重量のパーセント以下のものを除く。
- 十一の二 クロロホルムを含有する製剤その他の物。ただし、クロロホルムの含有量が重量のパーセント以下のものを除く。
- 十二 クロロメチルメチルエーテルを含有する製剤その他の物。ただし、クロロメチルメチルエーテルの含有量が重量のパーセント以下のものを除く。

別表第一(つづき)

- 十三の二 コバルト又はその無機化合物を含有する製剤その他の物。ただし、コバルト又はその無機化合物の含有量が重量のパーセント以下のものを除く。
- 十四 コールタールを含有する製剤その他の物。ただし、コールタールの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。
- 十五 酸化プロピレンを含有する製剤その他の物。ただし、酸化プロピレンの含有量が重量のパーセント以下のものを除く。
- 十五の二 三酸化二アンチモンを含有する製剤その他の物。ただし、三酸化二アンチモンの含有量が重量のパーセント以下のものを除く。
- 十八の二 四塩化炭素を含有する製剤その他の物。ただし、四塩化炭素の含有量が重量のパーセント以下のものを除く。
- 十八の三 一・四-ジオキサンを含有する製剤その他の物。ただし、一・四-ジオキサンの含有量が重量のパーセント以下のものを除く。
- 十八の四 一・二-ジクロロエタンを含有する製剤その他の物。ただし、一・二-ジクロロエタンの含有量が重量のパーセント以下のものを除く。
- 十九 三・三'-ジクロロ-四・四'-ジアミノジフェニルメタンを含有する製剤その他の物。ただし、三・三'-ジクロロ-四・四'-ジアミノジフェニルメタンの含有量が重量のパーセント以下のものを除く。
- 十九の二 一・二-ジクロロプロパンを含有する製剤その他の物。ただし、一・二-ジクロロプロパンの含有量が重量のパーセント以下のものを除く。
- 十九の三 ジクロロメタンを含有する製剤その他の物。ただし、ジクロロメタンの含有量が重量のパーセント以下のものを除く。
- 十九の四 ジメチル-二・二-ジクロロビニルホスフェイトを含有する製剤その他の物。ただし、ジメチル-二・二-ジクロロビニルホスフェイトの含有量が重量のパーセント以下のものを除く。
- 十九の五 一・一-ジメチルヒドラジンを含有する製剤その他の物。ただし、一・一-ジメチルヒドラジンの含有量が重量のパーセント以下のものを除く。
- 二十一 重クロム酸又はその塩を含有する製剤その他の物。ただし、重クロム酸又はその塩の含有量が重量のパーセント以下のものを除く。
- 二十二の二 スチレンを含有する製剤その他の物。ただし、スチレンの含有量が重量のパーセント以下のものを除く。
- 二十二の三 一・一・二・二-テトラクロロエタンを含有する製剤その他の物。ただし、一・一・二・二-テトラクロロエタンの含有量が重量のパーセント以下のものを除く。
- 二十二の四 テトラクロロエチレンを含有する製剤その他の物。ただし、テトラクロロエチレンの含有量が重量のパーセント以下のものを除く。
- 二十二の五 トリクロロエチレンを含有する製剤その他の物。ただし、トリクロロエチレンの含有量が重量のパーセント以下のものを除く。
- 二十三の二 ナフタレンを含有する製剤その他の物。ただし、ナフタレンの含有量が重量のパーセント以下のものを除く。
- 二十三の三 ニツケル化合物(ニツケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。以下同じ。)を含有する製剤その他の物。ただし、ニツケル化合物の含有量が重量のパーセント以下のものを除く。
- 二十四 ニツケルカルボニルを含有する製剤その他の物。ただし、ニツケルカルボニルの含有量が重量のパーセント以下のものを除く。
- 二十六 パラ-ジメチルアミノアソベンゼンを含有する製剤その他の物。ただし、パラ-ジメチルアミノアソベンゼンの含有量が重量のパーセント以下のものを除く。
- 二十七の二 砒(び)素又はその化合物(アルシン及び砒(び)化ガリウムを除く。以下同じ。)を含有する製剤その他の物。ただし、砒(び)素又はその化合物の含有量が重量のパーセント以下のものを除く。
- 二十九 ベータ-プロピオラクトンを含有する製剤その他の物。ただし、ベータ-プロピオラクトンの含有量が重量のパーセント以下のものを除く。
- 三十 ベンゼンを含有する製剤その他の物。ただし、ベンゼンの含有量が容量のパーセント以下のものを除く。三十一の二 ホルムアルデヒドを含有する製剤その他の物。ただし、ホルムアルデヒドの含有量が重量のパーセント以下のものを除く。
- 三十一の二 ホルムアルデヒドを含有する製剤その他の物。ただし、ホルムアルデヒドの含有量が重量のパーセント以下のものを除く。三十二 マゼンタを含有する製剤その他の物。ただし、マゼンタの含有量が重量のパーセント以下のものを除く。
- 三十二 マゼンタを含有する製剤その他の物。ただし、マゼンタの含有量が重量のパーセント以下のものを除く。三十三の二 メチルイソブチルケトンを含有する製剤その他の物。ただし、メチルイソブチルケトンの含有量が重量のパーセント以下のものを除く。
- 三十四の二 リフラクトリーセラミックファイバーを含有する製剤その他の物。ただし、リフラクトリーセラミックファイバーの含有量が重量のパーセント以下のものを除く。